

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌 VOL.30 2025

特集 「第2次人権教育・啓発の推進に関する
群馬県基本計画」の策定



目次

特集 「第2次人権教育・啓発の推進に関する 群馬県基本計画」の策定

巻頭言

「人権教育は「知」から「無知の知」を再考する」
高崎健康福祉大学人間発達学部

学部長 栗原 幸正さん 2・3

人権が尊重される社会の実現に向けて

・人権を取り巻く社会の動向 4

第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画について

・第2次計画のポイント
・14の重要課題 5

トピックス

・ヒューマンライツ・ムービーフェスティバル in ぐんま 2024の開催
・配信作品の紹介
・枝監督のトーク配信
・参加者のアンケートから 6

・「群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口」
設置から4年
・犯罪被害者等支援条例が県内全市町村で制定
されました 7

インフォメーション

・県民の人権の学びをサポートします
・人権に関する相談窓口のご案内 8

〈写真について〉

群馬県人権啓発活動ネットワーク協議会（前橋地方法務局、群馬県人権擁護委員連合会、群馬県等で構成）では、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動を行っています。令和6年10月20日（日）正田醤油スタジアム群馬で行われた、ザスバ群馬VS栃木SCの試合では、ザスバ群馬のトップチームやアカデミー所属の選手が出演する人権メッセージ動画が大型LEDビジョンで放映されたほか、人権啓発グッズの配布などが行われ、来場者に人権尊重の大切さが呼びかけられました。この写真は当日の一コマです。

ぐんま人権情報誌

絆 きずな
[kizuna]

VOL.30
2025

巻頭言



人権教育は「知」から —「無知の知」を再考する—

高崎健康福祉大学人間発達学部 学部長 栗原 幸正さん

急激に変化する世界情勢の中で、人権について大きな関心が寄せられており、人権に関するメディアの報道やSNSへの書き込みがない日などは存在しないといっても過言ではありません。しかしながら、どうしても目の前で起こる大きな戦争や紛争、また悲惨な事件などに係る人権に目が向けられがちになり、少数派の人権についての関心が片隅に追いやられてしまう傾向があるように感じております。特に、社会の中に「当たり前」のこととして位置づけられた文化や習慣の中で、周囲に気づかれることなく自らの人権が認められてこなかった方たちの、果てしない悩みや、苦しみは、ますます見えにくくなっているということができないのではないのでしょうか。では、一体どうしたらよいのか、それが本稿の提言です。提言にあたって本稿では、私が出会ったある学生Mさんの幼少期から思春期の心の葛藤を本人の了解の下にご紹介することを通して、人権を守るために、今、何が大切なのかを考えてまいりたいと思います。

Mさんとの出会いは、私が大学でLGBTに関する研修会を企画したことに始まります。そして、実施後の慰労会の席上で、Mさんは自らをLGBTである

とカミングアウトしてくれました。それが縁で卒業後も交流は続いているだけでなく、LGBT理解のための論文作成や学生向けの授業づくりを行うなど、私の研究領域が広がった事は言うまでもありません。では、そのMさんはどのような経験をしてきたのでしょうか

Mさんは、すでに幼少期に自分の中に何とも言えない違和感が存在した事を覚えています。最初にそれを感じたのは、園児の時に嫌いなピンク色のスモックを着せられた時だそうです。その時ひどく不安な気持ちになり、「なぜ自分は他の女の子と同じようにできないのだろう」とMさんは悩みました。そして、自分が周りと違うことに気づいてもらえるようにSOSを必死に出したそうです。例えば、他者から女の子扱いをされた時には、激しく拒絶反応を起こして、ひどい言葉遣いでそれを否定しました。そして人を傷つけてしまう自分が大嫌いになり、「自分のような人間なんていなければいい。」と自己嫌悪に幼少期から陥っていたMさんがいました。

小学校高学年になったMさんはテレビで「性同一性障害」という言葉に出会います。その時、自分以外にも悩んでいる人がいたことが嬉しかったそうで

栗原 幸正さん(プロフィール)

1999年横浜国立大学大学院修士課程、2006年東北大学大学院博士課程後期単位満了退学

2006年より茅ヶ崎市教育委員会指導主事、2011年より茅ヶ崎市公立小学校教頭・校長を歴任

2017年より高崎健康福祉大学人間発達学部教授、現在、人間発達学部学部長兼教職支援センター長

群馬県人権教育・啓発推進懇談会会長や群馬県犯罪被害者等支援条例検討会議座長として、本県の人権教育・啓発の推進に大きな役割を果たされています。

す。しかし、Mさんは「性同一性障害」が自分を表現する正解の言葉ではないことに、何となく気づいていたとも語っています。でも、どこにも自分が属していないことが不安で仕方なくて、「自分は男なのだ」となんとか思い込ませようとしていました。

Mさんが思春期を迎えると、状況はより深刻になります。中学生になり、身体的な成長が進むにつれて、自分の体の変化にひどく嫌悪感を抱くようになったそうです。そして、この世界から跡形もなく消える方法ばかり考えるようになっていったといいます。夜、「目が覚めたら、今までのことは全て夢で、自分らしい体に生まれ変わっているんだ。」と何度も唱え、朝が来る度、今日もだめだったかと涙が出たそうです。

Mさんの世界が大きく変化したのは大学生になってからです。実際は、周りの人が自分に違和感を持たないか、どう見られているのかについて考えることに疲れてしまっていたのですが、そんなMさんに優しく声を掛けてくれる人たちと大学でたまたま出会ったのです。そして、自分を受け入れてもらえるという安心感が一緒に過ごす中で生まれ、自分自身と向き合う勇気が湧いてきたと述べています。その後、Mさんは「Xジェンダー」という言葉に出会います。この言葉があれば、「自分が何者なのか。」、「なぜ苦しかったのか。」を言葉にできると確信し、やっと自分の心

に名前が付いたと感じたそうです。Mさんは、自分の心の性を表す言葉を探す段階で、激しい不安に襲われています。そんな不安の中でも「自分と向き合おう」という気持ちになれたのは、大学で出会えた信頼する友人たちや先生方のおかげであるといいます。自分がどうなっても、この人たちは変わらずに接してくれるという安心感があったから、動き出すことができる、ありのままの自分を受け入れてくれる人がいれば、人は新しい一歩を踏み出すことができるのだと感じたと述べています。

Mさんの経験から、周囲の人たちどころか、自分自身さえも自分の人権の危機に気づけない当事者の姿が浮かび上がってきます。では、Mさんのように「当たり前」の文化の中で、悩みたいけれど、何に悩めばいいかを見失い、誰にも相談できずに孤立化していくかもしれない人たちにどのように手を差し伸べていけばよいのでしょうか。それは、ソクラテスが述べた「無知の知」を人権教育の中で、再構築することにほかなりません。人権に係る「知」について、私たちはまだまだ無知な側面を多く持っています。人権に係る「知」の習得に、わかっているつもりにならずに真摯に取り組むことが重要です。人権教育は、まさに「知」からです。そしてそれが人権教育を動かす大きな力となってくれると信じます。

〈栗原先生の紹介〉 ～高崎健康福祉大学人間発達学部栗原ゼミ訪問記～

栗原ゼミでは、教職を目指す学生が集まっており、栗原先生の指導のもと、3年生が卒業論文のテーマ決めを行っていました。学生が自分の興味関心に基づいて提示した研究テーマに対して、栗原先生は、和気あいあいとした雰囲気の中で、メンバーに意見を聞きながら、研究の視点や方法についてわかりやすく、そして熱心にアドバイスをされていました。



先生が席を離れたときに、ゼミ生に栗原先生はどんな先生か聞いたところ、「楽しい先生で、学生とのコミュニケーションを大切にしてくれる。」「校長先生をされていたので、学校現場のことを詳しく具体的に教えてくださり、教職がイメージしやすい。」など先生を信頼している様子がうかがわれました。

栗原先生の「笑顔と優しさと使命感をもって誠実に臨める教育者を育てたい」との言葉のように、先生の人柄がにじみ出た笑いの絶えない栗原ゼミでした。

人権が尊重される社会の実現に向けて

人権とは

人権とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利です。そして、人が個人として尊重され、安全で安心した生活を送るために欠かすことができないものです。このためには、すべての人の人権が尊重され、偏見や差別のない社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

群馬県では

平成17年に「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、人権教育・啓発の取組を進めてきました。この取組により、人権課題に対する正しい理解、認識はある程度進んできたものの、社会情勢の変化に伴って、人権課題は多様化、複雑化してきています。

また、令和4年に実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、右のグラフのように、多くの県民が人権や差別問題に関心を持っていることが分かります。

人権を取り巻く社会の動向

多様化、複雑化する人権課題

国内では依然として、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人たち、同和問題、外国籍の人たち、HIV感染者やハンセン病元患者、犯罪被害者などさまざまな人権問題が生じています。近年では、インターネットによる人権侵害や性的少数者、刑を終えて出所した人たち、北朝鮮による拉致に関する人権問題など、社会情勢の変化に伴って、人権を取り巻く問題はますます多様化、複雑化しています。

SDGsと人権尊重

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年に国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲載されました。

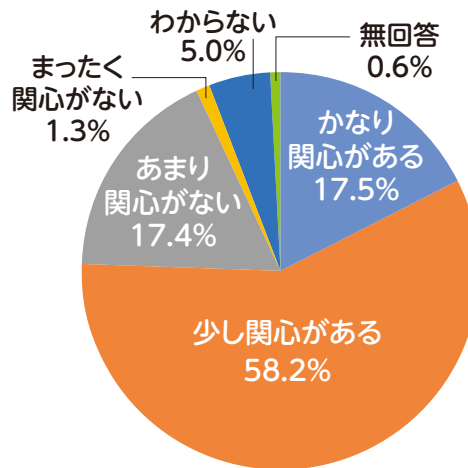
アジェンダの前文では、「すべての人々の人権を実現する」と明記されたほか、本文でも人権に関する様々な内容が盛り込まれ、人権尊重は世界の共通目標となっています。

「ビジネスと人権」の動き

国連を中心に企業活動における人権尊重の取組を進めていく国際的枠組みが整備される中で、日本政府は、『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）』を策定し、すべての企業が人権を尊重することの期待を示しました。企業では「人権指針」の策定など人権尊重の取組が進められ、国際的にも国内的にも「ビジネスと人権」というテーマがクローズアップされています。

「人権問題に関する県民意識調査」(令和4年調査)

あなたは、今、人権や差別問題に関心をもっていますか。



人権三法を知っていますか

平成28年、差別解消を目的とした三つの法律が施行されました。それぞれ重要な人権課題の解決を目指しています。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

障害を理由とする差別を解消するため、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を二本柱とし、障害のある人もない人も安心して暮らせる社会の実現をめざす法律です。

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」です。

特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを超え、互いに人権を尊重し合う社会を築くことをめざす法律です。

部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」です。

インターネットなどの情報化の進展を背景に、「現在もなお部落差別が存在する」「部落差別は許されないもの」という認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別がない社会の実現をめざす法律です。

第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画について

策定の趣旨

前計画である「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」の策定から20年近く経過し、社会情勢の変化に伴って、多様化・複雑化する人権課題に対応するため、令和6年3月「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。

策定にあたっては、人権問題に関する県民意識調査を踏まえ、群馬県人権教育・啓発推進懇談会の審議やパブリックコメントなど幅広く県民の意見をお聞きしました。

新たな重要課題の設定

取り組むべき重要課題について、これまでの11課題から、「性的少数者」に関する問題、「刑を終えて出所した人たち」に関する問題、「北朝鮮による拉致被害者」に関する問題を加えて14課題としました。

本文や概要版は県ホームページに掲載されています。

URL:<https://www.pref.gunma.jp/page/634858.html>



第2次計画のポイント

目標 あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人ひとりの人権を尊重した考え・行動をとることのできる社会の実現を目指す。

重要課題 11課題→14課題

推進期間 令和6年度～令和15年度(10年間)

目標指標 基本的人権が守られていると思う人の割合 80%
(令和14年度県民意識調査)

14の 重要課題

1.女性

- ・女性に対する差別
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・配偶者等からの暴力
- ・多様な問題を抱える女性

2.子どもたち

- ・児童虐待
- ・いじめ
- ・体罰
- ・子どもの貧困
- ・養育者の子育てに関する悩み

3.高齢者

- ・高齢者虐待
- ・悪質商法や特殊詐欺
- ・高齢者の社会参加
- ・認知症高齢者などの増加

4.障害のある 人たち

- ・日常生活における障壁
- ・障害のある人たちの社会参加
- ・障害のある人々への偏見や差別

5.同和問題

- ・根強い偏見や差別
- ・インターネット上の差別事象
- ・えせ同和行為

6.外国籍の 人々

- ・重大な人権侵害
- ・被害者やその家族の高齢化

7.HIV 感染者等

- ・無理解による患者や感染者への偏見や差別
- ・日常生活における差別

8.ハンセン病 元患者

- ・根強い偏見による社会からの隔絶
- ・元患者やその家族に対する偏見
- ・社会復帰

9.犯罪被害者等

- ・被害者やその家族・遺族の精神的・経済的負担
- ・名誉毀損やプライバシー侵害などの二次被害

10.インターネット による人権侵害

- ・匿名性を利用した他人への誹謗中傷
- ・プライバシーに関する問題

11.性的少数者

- ・周囲の無理解や偏見による生きづらさ
- ・アウティング

12.刑を終えて出所 した人々

- ・出所者やその家族に対する根強い偏見
- ・住居や就労など社会復帰の困難

13.北朝鮮による 拉致被害者

- ・重大な人権侵害
- ・被害者やその家族の高齢化

14.その他

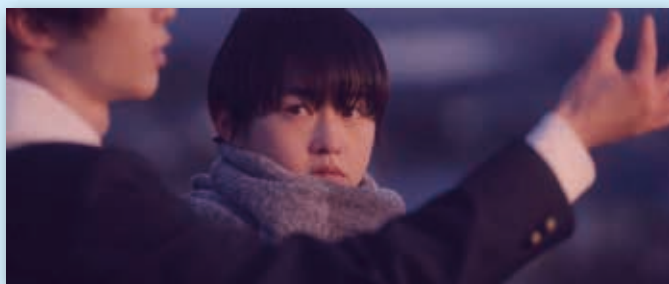
- ・プライバシーに関する問題
- ・アイヌの人々
- ・ストーカー被害
- ・ホームレス など

1 ヒューマンライツ・ムービーフェスティバル in ぐんま2024の開催

群馬県では、映画を通じて様々な人権課題への理解を深めていただくことを目的に、令和3年度から「ヒューマンライツ・ムービーフェスティバル」を開催しています。今年度は、人権週間に合わせ、12月8日(日)に映画作品をオンラインにて配信しました。配信した作品は、枝優花(えだ・ゆうか)監督が2021年に制作した22分の短編作品「息をするように」です。枝監督は、高崎市出身で、バルセロナ・アジア映画祭で最優秀監督賞を受賞したこともある、今注目を集める若手映画監督の1人です。今回の作品の配信と合わせて、枝監督のトークも配信しました。

配信作品の紹介

『息をするように』枝 優花 監督作品 2021年 22分



出演：伊藤万理華
小野寺晃良 ほか



〈あらすじ〉

両親の離婚をきっかけに祖母のところに転校してきた少年アキ。東京にいた頃と変わらず、自分でも自分のことがうまく掴めず、自信の持てないまま息をひそめるように生活していた。が、人気者のクラスメイト・キイタが声をかけてくれてから、少しずつ彼と一緒にいる時間が増えていく。“特別”に思えるキイタと“何もない”自分はつり合わない距離をおこうとするが、キイタにも周りの人に隠している秘密があったー。

枝監督のトーク配信

上映作品をもとに、枝優花監督と志尾睦子さん(たかきコミュニティシネマ代表理事)のトークが行われ、枝監督の作品に対する思いなどが参加者に配信されました。



群馬県庁32階「NETSUGEN」で収録



枝 優花 監督

1994年群馬県生まれ。映画監督、写真家。
2017年主演に穂志もえかとモトーラ世理奈を迎えた初の長編映画『少女邂逅』を発表。
「MOOSICLAB2017」で観客賞を受賞したほか、国内外で高い評価を得る。様々なアーティストのミュージックビデオ撮影や、アーティスト写真撮影も手掛ける。

◆◆参加者のアンケートから◆◆

「映画を通じて人権課題への理解を深めていく」という試みがあることを今回初めて知りました。面白い試みで今後も続けていただければと思います。

映画をとおして、お互いに足りないものを補っていくことの大切さを改めて学べました。誰でも悩みを抱えている。それを話せる勇気、それに気付ける優しさが大事だと思います。

「群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口」設置から4年

群馬県では、社会問題化しているインターネット上の誹謗中傷などの人権問題に対応するため、「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」（令和2年制定）に先がけ、令和2年10月、「群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口」を全国で最初に設置しました。設置から4年経過し、これまで1,067件（令和6年12月末）の相談を受け付けました。

これまでの相談内容の特徴は？

名誉毀損・信用失墜・毀損が一番多く(33%)、次いでネットいじめ等のトラブル相談(25%)に続きます。年代的には、40代、次いで10代の相談が多い状況です。

相談の流れはどうなっていますか？

まずは相談内容を丁寧に伺います。
その上で、ご自身で行う削除方法などの助言をしたり、違法・有害情報相談センター（総務省）や人権相談（法務省）などの各種相談窓口をご案内したりします。

また、必要に応じて弁護士による法律相談や臨床心理士による心理的ケアが受けられます。
（県内在住・在勤の方は1回（1時間）無料）

ネット上に名前や住所、写真を公開されてしまった

誹謗中傷され、心が傷ついてなかなか眠れない

このような悩みに対応

デマや悪口を書かれてしまった
削除依頼について知りたい

SNS上で脅迫され、どうしたらいいかわからない

スマホで相談

- ①相談フォームから簡単相談
- ②メールでも相談可能
netsoudan@step-gunma.org
〈24時間受付〉



電話で相談

電話番号 **027-212-0091**
〈相談日〉 月～金（祝日・年末年始除く）
〈受付時間〉 午前9時～12時
午後1時～4時

犯罪被害者等支援条例が県内全市町村で制定されました

誰もある日突然、犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族・遺族になる可能性があります。犯罪等に巻き込まれたときは、直接的な被害により心身に影響を受け、日常生活を送ることが困難な状況になるほか、経済的な負担や周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

そこで、身近な地域（市町村）で犯罪被害者やその家族・遺族の方に対する支援を推進するための「犯罪被害者等支援条例」の制定が進められ、令和6年中に群馬県内の35市町村すべてで制定されました。各市町村では相談窓口の設置や見舞金制度などの支援策が設けられています。

犯罪被害者が直面するさまざまな問題

心理的苦痛

- ・事件を受け入れられない
- ・被害の記憶が鮮明によりがえってしまう
- ・PTSDやトラウマ症状

身体的苦痛

- ・眠れない、頭痛やめまい、食欲がない、だるいなどの不調
- ・後遺症に苦しむ場合も

経済的苦痛

- ・働き手を失ったり、ショックで仕事ができなくなる
- ・医療費や介護費用などの経済的負担

社会的苦痛

- ・周囲の人の心ない言葉に傷つく
- ・偏ったあるいは間違った報道で傷つく

周囲の人はどのように接すればよい？

被害者の方を元気づけるために「頑張って」「忘れたほうがいいよ」「運が悪かった」とかけた言葉で、励まされる人がいる一方で、逆に傷ついてしまう人もいます。

言葉で励ますよりも、普段どおりに接して、寄り添うことが、ゆっくりと心の傷を癒やし、平穏な生活を取り戻す手助けになることもあります。「もしも、自分や身近な人が被害に遭ったら」と、自分に置き換えて考えてみてください。

被害者の方に接するときは、被害者の置かれた状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄り添って接することが大切です。

周囲の人の支えが大きな力になります。

■ 県民の人権の学びをサポートします

● 人権啓発専門員の派遣

企業や地域、団体等での人権研修の講師として人権啓発専門員を派遣しています。

- 講座内容 (令和3～6年度に実施したもの)
「同和問題から人権を考えよう」「高齢者の人権問題」「公正な採用選考と人権」
「インターネットの問題から人権を考えよう」「犯罪被害者等の人権問題」
「学生生活と人権」「性的少数者 (LGBTQ) の人権問題」など
※その他の内容も相談に応じます。
- 費用 講師謝金、交通費は無料です。会場、機器の準備や資料の印刷等をお願いします。
- その他 派遣可能日は平日のみです。実施2か月前までに申し込みをお願いします。

● 人権啓発DVDの貸出し

保有している人権啓発DVDの貸出しをしています。

- 貸出しDVD 群馬県庁ホームページをご覧ください。(「人権啓発DVD」で検索できます。)
- 費用・期間 料金は無料です。貸出しは1週間を目安にしています。

お申し込み、お問い合わせは、**027-898-2687** (県庁生活こども課人権同和係) まで

■ 人権に関する相談窓口のご案内

人権についての相談は

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110

※最寄りの法務局、地方法務局につながります。

学校でのいじめ、虐待などこどもに関する相談は

こどもの人権110番 0120-007-110

※通話料無料・全国共通

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談は

女性の人権ホットライン 0570-070-810

※全国共通

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害などの相談は

群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口 027-212-0091



相談フォーム

人権に関する相談窓口の連絡先を知りたいなどのお問い合わせ、相談は

群馬県生活こども課人権相談窓口 027-898-2687



あとがき

今号では、令和6年3月に改訂した「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を特集しました。社会情勢の変化に伴って人権課題も多岐にわたるようになっていきます。そういう中で大切なことは「人権課題を正しく理解すること」と「当事者の気持ちになって考える想像力を持つこと」だと思います。この機会に、人権が尊重される社会の実現に向けて、一緒に考えてみてはいかがでしょうか。(く)

絆 きずな
[kizuna]

ぐんま人権情報誌

VOL.30
2025

●発行／群馬県生活こども部生活こども課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-226-2100